

## 令和3年度指定管理者管理運営状況評価 評価結果一覧

施設名	東京都人権プラザ
所在地	港区芝2-5-6
指定管理者名	公益財団法人東京都人権啓発センター
指定期間	平成30年4月1日～令和10年3月31日

項目	評価内容
総合 評価	A
管理 状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部職員については、有期雇用から無期雇用に転換するとともに、課長代理や主任等の職層を整備するなど、新人事制度の設計を進め、組織体制の強化を図った。</li> <li>・セキュリティ対策について情報事故の未然防止の取組を組織的に継続している。</li> </ul>
事業 効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設利用に関するアンケート調査結果では、来館者の満足度が 96.1%と、非常に高かった。また、利用者からの意見を踏まえて利用者サービスの創意工夫を行っている。</li> <li>・ 「感染症と人権」、「企業と人権」、「外国人労働者」、「障害者の人権」など、幅広くタイムリーな人権課題を取り上げて事業を実施し、人権啓発の普及を図った。</li> <li>・ 東京 2020 大会が開催されたことと関連して、障害者スポーツに関する企画展の実施や常設展示のオリパラコーナーを充実するなど、都の政策と連動した取組を積極的に行った。</li> <li>・ 人権相談については、コロナ禍における都民のニーズを踏まえ、東京都と連携して令和 3 年 4 月 1 日から新型コロナウイルス感染症に係る人権問題に関する専門電話相談を開始した。また、相談件数の合計が令和 2 年度を上回った。</li> <li>・ 各種講座の申込のオンライン化や、講座等の事業運営に際してオンライン配信を積極的に導入するなど、デジタル化を図り、ポストコロナを見据えた事業運営を行っている。</li> </ul>
その 他	<p><b>【特命要件の継続】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の中立性・公平性を担保しながら、東京都人権施策推進指針に掲げる人権課題全般にわたる活動及び業務実績を着実に積み上げており、特命要件は継続している。</li> </ul> <p><b>【要望等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き事業運営のデジタル化を積極的に進めていただくと共に、人権プラザの知名度の向上に向けて取組を進められたい。</li> </ul>